

日本語能力特例特定機関の条件適合性チェックリスト(様式第9号関係)

「家事支援活動を行うために必要な日本語の能力は、日本語能力試験(JLPT)のN4程度その他これと同等以上の能力を有すると認められるものと、具体的に「(ア)から(エ)のいずれかが満たすこと」が、政令第16条第5号に掲げる業務を含まない家事支援活動を行おうとする場合において、一定の条件を満たす特定機関(以下「日本語能力特例特定機関」という。)に雇用されるときは、この限りではありません。

(ア)日本語能力試験(JLPT)のN4、N3、N2又はN1に合格していること

(イ)J.TEST実用日本語検定(株式会社語文研究社が実施するJ.TEST実用日本語検定をいう。)のD-Eレベル試験において350点以上取得していること又はA-Cレベル試験において600点以上取得していること

(ウ)日本語NAT-TEST(株式会社専門教育出版社が実施する日本語NAT-TESTをいう。)の4級、3級、2級又は1級に合格していること

(エ)国際交流基金日本語基礎テスト(独立行政法人国際交流基金が実施する国際交流基金日本語基礎テストをいう。)に合格していること

第三者管理協議会は、解釈の規定に照らして、①欄の条件について、②欄の添付書類に基づき、③欄の方法により適合性の確認を行い、その結果を内閣府地方創生推進事務局に集約することにより、日本語能力特例特定機関の条件に適合しているか否かの確認を行います。

整理番号	① 条件	② 申請書の添付書類	③ 確認方法	チェック欄		項目
				申請者	第三者管理協議会	
1	利用世帯に対して外国人事事支援人材により政令第16条第5号に掲げる業務を含む家事支援活動を提供しようとするときは、(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有する外国人事事支援人材に家事支援活動を行わせることとしていること。	業務方法書	利用世帯に対して政令第16条第5号に掲げる業務を含む家事支援活動を外国人事事支援人材により提供するときは、(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有している者に家事支援活動を行わせる旨の規定がある。			(ア)から(エ)のいずれか
2-1	外国人家事支援人材の有する日本語能力について、特定機関が定める方法に基づき、契約時に利用世帯に十分説明し、当該利用世帯と明示的に合意した場合に限って、外国人家事支援人材に家事支援活動を行わせることとしていること。(解釈第二3. ①関係)	業務方法書	外国人家事支援人材の有する日本語能力について、契約時に利用世帯に十分説明し、当該利用世帯と明示的に合意した場合に限って、(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有しない外国人家事支援人材に家事支援活動を行わせる旨の規定がある。			利用世帯との明示的合意
2-2		業務方法書	(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有しない外国人家事支援人材による家事支援活動の提供について、利用世帯への説明や利用世帯との合意の方法について具体的かつ適切な規定がある。			
2-3		予定請負契約書	契約当事者としての記名以外に、利用世帯が(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有しない外国人家事支援人材の有する日本語能力について十分説明を受け、その日本語能力を有する外国人家事支援人材による家事支援活動を受けるとに合意したことを明らかにする記名がある。			
3-1	特定機関及び利用世帯と外国人家事支援人材との間で、日本語以外の言語を用いて十分な意思疎通ができる場合に限って、外国人家事支援人材に家事支援活動を行わせることとしていること。(解釈第二3. ②関係)	業務方法書	特定機関及び利用世帯と外国人家事支援人材との間で、日本語以外の言語を用いて十分な意思疎通ができる場合に限って、外国人家事支援人材に家事支援活動を行わせる旨の規定がある。			意思疎通
3-2		業務方法書	特定機関と(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有しない外国人家事支援人材との間、利用世帯と(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有しない外国人家事支援人材との間のそれぞれについて、日本語以外の言語による円滑な意思疎通を確保するための具体的かつ実効的な方法を明らかにした規定がある。			
3-3		予定請負契約書	契約当事者としての記名以外に、利用世帯と(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有しない外国人家事支援人材との間で、日本語以外の言語による円滑な意思疎通を確保するための具体的かつ実効的な方法について明確な規定があり、かつ、利用世帯が特定機関から十分な説明を受けたことを明らかにする記名がある。			
4-1	入国前後、家事支援活動を開始する前に、外国人家事支援人材に対し、警察や消防への通報など、緊急時の対応に関する研修を受講させることとしていること。(解釈第二3. ③関係)	業務方法書	入国後、家事支援活動を開始する前に、(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有しない外国人家事支援人材を特に対象として、警察や消防への通報など、緊急時の対応に関する研修を受講させる旨の規定がある。			緊急時対応研修
4-2		緊急時対応研修計画書	(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有しない外国人家事支援人材が緊急時の対応を確実に行えるようになるため、(ア)から(エ)のいずれかの日本語能力を有しない外国人家事支援人材のために特に研修を行うこととしており、その研修内容が効果測定を含むなど適切である。			

(備考)上記のほか、登記事項証明書、定款の写しにより、「日本語能力特例特定機関の確認申請書」(様式第9号)の記載内容が真正であることを確認します。

【凡例】

政令:国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号)

解釈:国家戦略特別区域法第16条の4に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈(平成27年11月12日 内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省 令和5年12月20日変更)